

令和 6 年度 上田市農業施策等に関する要望書 回答対照表

上田市

令和6年度 上田市農業施策等に関する要望書 回答対照表

要望	回答	備考欄
1 農業振興対策について <p>(1) 現在、上田東地区では果樹栽培を中心に、「アグリサポーター事業」を行っております。発足時（約22年前）には140名いたアグリサポーターも、現在では実働人数は70名を切っており、農業者の高齢化が進む中、サポート無しでは、農業の継続が難しい状況となっております。</p> <p>昔からの果樹農家は後継者不足から、代々引き継いできた大事な木を切ったり、農地を手放すなど、大変苦しい選択をせざるを得ない状況にあります。一方で、若い世代で頑張っている方や、後を継ごうと悩んでいる人達もおり、この方達を応援して、活力ある農家になって欲しいと願っております。</p> <p>そこで、アグリサポーターの募集と養成に対して、行政、及び関係機関からご支援をいただくよう要望いたします。</p> <p>(2) 上田市塩川に設置される予定の「有機物リサイクル施設の設置に関する基本協定」が、地元自治会と締結されました。用途地域と人口集中地区が自治会の居住地域のおおむね8割以上を占める自治会や、有機物リサイクル施設建設予定地の周辺地域の自治会の生ごみ、及び、隣接する農家の牛糞を対象として、発酵処理を行う施設になると聞き及んでおります。</p> <p>稲作農家が処分に苦慮しております「稻わら」「糀殻」の処理につきましても、ご対応いただけるよう要望いたします。また、生ごみを処理したものを、良質で利用しやすい肥料として、農家へご提供いただけるよう希望します。</p> <p>また、現在、「陣場台地整備計画（案）」の中で、様々なことが検討されているようですが、この中に、塩川・長瀬地区の農業拠点施設となる、農産物直売所を設置することを加えていただくよう提案させていただきます。</p>	<p>(1) アグリサポーター事業は、上田東地区を中心として、果樹生産者の労働力不足の解消を図るため、平成12年から実施されておりますが、高齢化等により登録サポーター数の減少の傾向が続いております。この事業に対する市の支援として、事業費への助成のほか、作業調整人員の入件費を市が負担しております。また、サポート登録者数を増やすため、市広報への掲載やチラシ配布等を実施しており、令和5年度は作業依頼の多い上田東、真田地区で小学校児童を通じ、保護者あてにサポート制度のチラシを配布いたしました。今後は、市外からの転入者にもチラシ配布を行い制度の周知等を図ってまいりたいと考えております。更に、サポート登録者に対しましては、JAが主体となり、摘花や葉摘み等の基本的な作業について講習会を実施しております。</p> <p>毎年、この事業を頼りにしている果樹農家も多くいらっしゃいますので、今後も果樹農家の労働力不足の解消や果樹生産量の維持・拡大、農地の遊休化の防止による産地維持を図るため、JA等とも連携しながら積極的に事業を進めてまいります。</p> <p>(2) 「稻わら」や「糀殻」については、有機物リサイクル施設での受け入れも検討してまいりましたが、調査等を進める中で、「生ごみ」と「隣接する農家の牛糞（キノコ廃培地と稻わらを混合済みのもの）」を混ぜることにより良質な堆肥ができることが分かってきたことから、今回の基本設計では、その組み合わせにより、良質な堆肥を生産していくこととしております。</p> <p>このため、現時点では、各水稻農家から出る「稻わら」「糀殻」の利用については考えておりませんが、地域の課題として、今後プラントメーカーへ確認するなかで稻わら等の利用についても研究まいりたいと考えております。施設での受け入れが難しい場合には、活用希望者へのストック場所として、受け入れ態勢なども検討してまいります。</p> <p>施設で生産された堆肥については、将来的には有償も検討していきますが、地域内の資源循環の考え方から、品質などを確認いただいたうえで、地域の皆様に一定量無償で提供できる仕組みとし、地域全体の活性化につなげたいと考えております。</p> <p>また、塩川・長瀬地区の農産物直売所について、丸子地域には、市の直売所運営を牽引する「あさつゆ」がありますが、地域の生産者・出荷者の意向や、運営を担う組合等の組織や役員のなり手の存在が重要であると考えております。施設建設に係る財源の確保等様々な課題がありますが、地域における供給・運営体制等の条件が整えば観光客や消費者のニーズを分析しながら検討してまいります。</p>	農業政策課 農業政策課 丸子産業観光課 農業政策課
2 遊休農地対策について <p>(1) 遊休農地が年々増えていますが、中山間地における農地の多くは、雑草が生い茂り、山林化などが進んでおり、農地として復旧することが難しく、作物を耕作できない状況にあります。農業振興地域における農地に対して、解除申請の手続きを簡素化することで、</p>	<p>(1) 中山間地等において農地の扱い手が減少し、荒廃し山林化してしまっている遊休農地やかつて桑畠であった場所が、山林化し、耕作が困難な農地が未だに農業振興地域の農用地として残存している状況が散見されます。</p>	農業政策課

令和6年度 上田市農業施策等に関する要望書 回答対照表

要望	回答	備考欄
<p>非農地化しやすくなるよう、対応について要望します。</p> <p>(2) 構造改善された地籍は、大規模農家等に何とか依頼して耕作することが可能ですが、「傾斜地」や「小規模耕作地」では、新たな担い手を見つけることが難しい状況です。</p> <p>J Aも家庭菜園として農地を活用できないか模索しており、一定の需要もあるようですが、家庭菜園を求める人に農地を貸すまでには至っておりません。</p> <p>クラインガルテンへの申し込みは、すぐに一杯になってしまうとのことであり、潜在的な需要はあると思われます。姉妹都市等へ情報提供を行うなど、田舎暮らしを要望する都会の方にコンタクトを取る手段を研究し、小規模の農地を活用できる方法についてご検討いただくよう要望します。</p> <p>(3) 遊休農地の所有者に対して、農地の利用意向調査を毎年行っておりますが、中間管理機構の利用により貸借を行うことを希望しても、圃場の整備が行われていない農地については、貸借にまで繋がらず、そのままの状態となっているケースが多いと思われます。</p> <p>このような農地について、H P等に掲載し、新たな農地の借り手が見つかるような取り組みを行っていただくよう要望いたします。</p>	<p>このような農地は、農地利用状況調査により「非農地認定」をいただくことで農業振興地域の農用地区域からの除外が可能とされており、申請が不要なことから通常の除外申請と比較して手続きの簡素化が図られるものと考えており、他市においてはこの運用を始めた自治体もございます。</p> <p>しかしながら、その一方で、農用地区域から除外されると農業分野以外での利用も可能となることから、無秩序な開発につながる恐れがないか等の検討も必要となってまいります。</p> <p>そのため、現状といたしましては、農用地区域からの除外の申請をいただき、除外後の周辺農地並びに生活環境等に様々な影響を庁内で検討・協議し、「上田市農政推進協議会」の審議を経て、除外をしている状況です。</p> <p>ただし、農地として復旧が困難な農地も相当数増加していることから、引き続き農業委員会にも御協力いただき、効率的かつ安全な手段による除外の方法を検討しながら、手続きの簡便化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>(2) 近年、上田市の自然的な条件がワイン用ぶどう栽培に適していることから、年々生産者や生産量が増えています。引き続き生産者とのマッチングを図り、傾斜地等でも生産が成り立つ生産物の振興に努めてまいります。</p> <p>小規模農地の活用に関しては、稻倉の棚田オーナー制度やクラインガルテン等の事例を踏まえ、移住施策とも関連させながら、先進事例等も含め研究してまいります。また、市街地等に点在する「小規模農地」を家庭菜園として利用したい市民や、市民農園としての活用を図るために貸し手と借り手の意向把握やマッチングに努めてまいります。</p> <p>(3) 借り手の見つからない農地については、地権者了承のうえ、農地情報を市のホームページへ掲載し、新たな借り手への紹介を行っております。実際にホームページから情報を得て貸借契約に至った事例もあることから、引き続きホームページへの掲載ならびに周知を行ってまいります。</p>	農業政策課
<p>3 担い手・後継者の育成支援について</p> <p>(1) 農業をやりたいが、農地があっても農業技術がないため、就農の決断ができない若者がいると思われます。そこで農産物の種類（ぶどう、花、野菜など）ごとに、その道の地域の達人を行政が選び、支援する制度を立ち上げ、希望する若者に対して、農業技術などを教える、ネットワーク作りをしていただくよう要望します。</p>	<p>(1) 就農希望者の支援につきましては、現在、J A、(有)信州うえだファーム、県と連携し農業研修を実施しており、2年間の研修で農業技術や農業経営を習得し、新規就農へ結びつける取組を行っております。また、同様の研修事業として、県の新規就農里親研修事業を活用し、就農に向けた人材の育成を行っております。この里親研修事業は、生産品目別に農家自身が里親として県へ登録し、県でマッチングを行い、該当品目の就農希望者が2年間の研修に入り、その後新規就農していく仕組みとなっており、里親を対象とした研修会等も開催されていることから、農業技術などを教えるネットワークとしても機能しているものと考えております。今後も県とも連携しながら、潜在的な人材の掘</p>	農業政策課

令和6年度 上田市農業施策等に関する要望書 回答対照表

要望	回答	備考欄
<p>(2) 地域計画の中で、残すべき農地として、圃場整備が済んでいる稻作地帯を中心に検討を行っているところですが、農業の受託者は高齢化により減少しております。新規に稻作で営農しようとする方もほとんどおらず、自作地を自分で耕作する者も大幅に減少することが予想されます。</p> <p>稻作には、コンバイン等の農業機械や乾燥機等の多額の初期投資が必要となり、新規に営農することは難しい状況です。そのため、希望する農家に対して、農業用の機械や設備等安価でリースする制度につきまして、ご検討いただくよう要望します。</p>	<p>り起こしとともに、優れた農業技術が後世に受け継がれるよう、市内認定農業者の里親登録を積極的に勧めてまいりたいと考えております。</p> <p>(2) 現在、稻作における機械導入への支援は、市の単独事業として農業生産組織等を対象とし、その導入経費を補助する「水田農業推進機械施設等導入事業補助金」や、レンタル用の農業機械導入等への支援として「農村地域活性化支援事業補助金」がございますので、まずはこうした事業の活用を御検討いただければと考えております。また、自作地を自分で耕作する方々の減少に歯止めをかける策として、集落営農等組織化により、耕作面積のカバーや作業の効率化等も図られることから、こうした農家の集団化についても農家の御意見をお聞きしながら検討していく必要があると考えております。農業用機械や設備等のリースにつきましては、その維持や管理等課題も多いものと考えられますので、先進事例等も参考としながら研究を進めてまいります。</p>	農業政策課
<p>4 スマート農業の推進について</p> <p>(1) あらゆる分野でデジタル変革の研究が進められており、農業分野においても、農業機械の自動運転や、ドローンによる種蒔き、消毒などが行われております。</p> <p>今後、農地の集約化など、農地のハード面での改善が進んでいく予定ですが、農作業の自動化やAIによる最適作業の追求などソフト面の改善も同時に推進され、農業の収益性が高まっていく必要があります。農業における収益性が改善されれば、就業人口の低下に歯止めがかかり、特に若い世代の就農意欲が高まることが期待できます。</p> <p>行政において、農業のDX化についての情報収集や研究を行い、農業施策に活かしていくことを要望します。</p>	<p>(1) 農業分野における生産性向上と省力化を図るために、AI、IoT等の先端技術活用による新たな農業人材の育成と持続可能な生産性の高い地域農業の実現を目指し、市では令和3年度よりスマート農業推進事業に取組んでおります。具体的には、施設野菜ほ場へセンサーを設置し、優れた栽培環境における温湿度、CO₂濃度、日射量等のデータを蓄積して、指標として活用する取組や、JA 営農技術員等との遠隔営農指導実証の取組、出荷作業の効率化を図るためのAI選果システムの構築、新規就農者が容易に行程作業をほ場現地で確認できる果樹栽培工程の講習動画の作成等を進めております。また、武石地域では、トラクターの直進自動操縦の実証事業を行っております。</p> <p>今後も農業者の意見をお聞きする中で、県、JA等とも連携しながら、より実効性のある施策の展開を図ってまいりたいと考えております。</p>	農業政策課
<p>5 農業の普及啓発活動について</p> <p>(1) 現在、各所（行政、JA、学校、保育園、生産者等）において、食育並びに農業に関する学習体験会を開催されています。子供達が自ら食べるものを作る楽しさや、農業の大切さを学ぶことで、農業に対して関心を持つ事は、将来の農業振興に繋がっていきます。</p> <p>これらの活動を持続的に行っていただくと共に、関係機関が連携し、更なる普及拡大を図っていくことを要望します。また、活動に係る必要経費につきましても、更なる支援を要望いたします。</p>	<p>(1) 食農教育や体験農業は、農業への関心を持っていただく第一歩として大変重要な取組であると考えております。市では市内の親子を対象に、作物の栽培から食べるところまで一貫して学べる「こども農業体験支援事業（教育ファーム）」を開催しているほか、学校給食の取組の一環として生産者と児童との交流や、使用している食材への理解を深めていただくために、生産の様子を紹介するチラシを家庭に配布する取組を実施しているほか、各地域では営農活性化委員会が主となり、保育園、小学校を対象に野菜栽培体験等も実施いただいております。参加者にも好評をいただいていることから、事業の充実や活動に係る必要経費増額の検討もしながら今後も継続してまいります。</p>	農業政策課

令和6年度 上田市農業施策等に関する要望書 回答対照表

要望	回答	備考欄
6 国・県等への要望事項について		
(1) ロシアのウクライナ侵攻以降、飼料・肥料・燃料・資材機材等の価格が高騰しております。生産コストの上昇により、農業経営に多大な影響が出ており、今後も、この状況が続いている懸念があるため、農家の困窮が続いております。 現在も、「肥料」等に対して一定の支援対策は実施されておりますが、適用範囲を広げていただくことを要望します。	(1) 市では昨年度に続き、令和5年度も国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、上田市農業生産資材等価格高騰緊急対策事業として、認定農業者等を対象に、肥料費のほか、飼料費、諸材料費、動力光熱費の農業生産資材経費の一部について支援を実施しております。今後も物価動向等を注視し、農家の経営安定を図るため、JA等とも連携しながら、適時、国・県による支援を要望してまいります。	農業政策課
(2) 昨年度、「上田市農業施策に関する要望書」の中で、「生産コストを低減させるよう、経営面積の拡大や、大型機械等の導入等による経営効率の向上が必須な条件であると考えております。」と回答がありました。現実としては、平均作付面積が1ha以下の農家では、経営面積の拡大や、大型機械の導入を図ることは、なかなか決断できません。『農地利用効率化等支援事業交付金』、「ナラシ対策」、「ゲタ対策」制度の活用により、収入を確保していく事が重要だ。との事であります、その条件として「実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体。ただし、新規就農者は認定就農者又は認定農業者に限ります。」とあります。これでは、ほとんどの農家は補助対象から外れてしまいます。その結果として、遊休農地が拡大することとなります。再度、生産コストに見合った価格となるよう、補助金の大幅UPを国に働きかけていただくよう要望します。	(2) 国の補助事業の対象となる認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が5年後の経営目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村の基本構想に照らして、市町村が認定する制度となっております。 認定農業者になると、各種補助金や制度資金の活用、農業者年金保険料への支援など目標達成に向けて様々な支援を受けることができます。 上田市の現状は、令和6年1月31日時点の認定農業者は225経営体（内法人44）、認定新規就農者は26経営（内法人0）となっております。 一方、直近の農林業センサスでは、上田市の総農家数は5,244戸で、そのうち販売農家数は1,690戸となっております。 御要望にあるとおり、認定農業者等に満たない小規模農家が、市内農地の保全や活用に大きく貢献されていることは認識しております。こうした状況を踏まえ、補助対象の拡充とともに、小規模農家の集団化に対する支援につきましても、機会があるごとに、国・県に要望してまいりたいと考えております。 また、市においては、資材高騰の対策を実施しているところですが、農家が安心して農業を継続していく仕組みづくりとして、各補助事業の適正な見直しも必要であると考えておりますので、同様に、様々な機会を通じ、国・県へ要望してまいります。	農業政策課
(3) 農地の維持管理について、「農地として継続維持する農地」「農地として維持するには見合わない農地」を明確に区別して、保全のための補助支援対応を行うことを要望します。 該当する地域を営農のみにとらわれない「生活農村地域」として、農地の地権者や、一般生活者等が農村景観を維持することも「農村保全」として、国・県・市行政が補助支援する対応をご検討いただくよう要望します。	(3) 現在、進めております地域計画策定の協議を通して、将来にわたり守るべき農地の明確化を進める中で、その維持保全について支援が図られるよう要望してまいりたいと考えております。また、農村地域の維持、向上のための中山間地域農業直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業の拡充等について継続して要望していくほか、中山間地域において営農を継続する農地と粗放的利用を行う農地を区分し、地域ぐるみの話し合いにより土地利用構造を策定するとともに、保全管理のための水路の補修や省力化機械の導入などの条件整備を行う「最適土地利用総合対策」が、令和4年度から国の農山漁村振興交付金のメニューとして制度化されており、活用が可能か検討を進めてまいります。	農業政策課
(4) 担い手確保において、当地域の小規模農家では十分な収入が得られないことが、大きな課題となっております。そこで、将来食糧危機が訪れることが危惧し、小規模農家に対する支援を要望します。また、過去に実施されていた「生産者米価」に対する国の補助支援の再実施について検討いただくよう要望します。 併せて、小規模農家を大規模農家へと集約していく施策の更なる推進を要望します。	(4) 政府は、2024年の通常国会において、「食料・農業・農村基本法」を改正することとしております。食料の安定供給による、食料自給率の向上と食料安全保障の確立等を基本的な方針として掲げており、食料自給率のうち、カロリーベースを37%（2018）⇒45%（2030）、生産額ベースを66%（2018）⇒75%（2030）とする目標を掲げ、施策を講じていくこととしております。いただきました御要望につきましては、今後、国の施策が展	農業政策課

令和6年度 上田市農業施策等に関する要望書 回答対照表

要望	回答	備考欄
<p>(5) 農業用の諸資材が値上がりする中、農産物の「農家販売手取り価格」は値下がりしています。リンゴもそうですが、米に至っては30年前の半値となっているのが現状です。自給の関係、流通経路の関係もあると思いますが、JAや公設市場等に対して農家所得を考慮した販売方式等となるよう市当局から協力依頼を行っていただくよう要望します。</p> <p>(6) 小麦、大豆等を輸入に頼っている現在、国際緊張の高まりなどの緊急時に、突如、輸入が止まったり、穀物価格が上がったりした場合、国民生活に多大な影響が出ることが予想されます。小麦の代わりとして、米粉を増やすなどの工夫により、米の生産消費を拡大したり、大豆の生産を増やしたりすることで、食の安全を保障できるよう、国へ働きかける事を要望いたします。</p>	<p>開されていく中で、他市町村や県とも情報共有を図り、適時、国への働きかけを行ってまいります。</p> <p>(5) 現在、国において「適正な価格形成に関する協議会」により、生産コスト増嵩分の農畜産物価格への転嫁を一つの例に、加工事業者、流通事業者、消費者各目線での理解も得られるような農畜産物の適正な価格形成に向けた取組が始まっています。市としても、現在、県市長会へ取組の加速化、生産者にとって持続可能な営農に必要な販売価格形成に向けた取組の更なる推進を提案しており、引き続き状況を注視してまいります。</p> <p>(6) 国は、農業政策の基本方針となる「食料・農業・農村基本法」改正に取組んでおり、ウクライナ侵攻に加え、世界的な人口増加や地球温暖化など、食料安定供給を巡り課題が山積している中、農家の高齢化や担い手不足への対応も急務であるとしています。食料危機への対応として、小麦や大豆等をはじめとする輸入依存度が高い農産物を国内生産へシフトすることも国の見直し内容に含まれておりますので、食料安全保障につきましては、その状況を注視する中で、必要に応じ国への働きかけを行ってまいります。</p>	農業政策課 農業政策課